

飼料稲フル活用緊急対策事業実施要綱

21生畜第433号
平成21年5月29日
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

平成17年3月25日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、食料自給率向上を図る上で、自給飼料の生産拡大が重要な課題と位置づけられており、その実現のための取組として行政、農業団体等が一体となった飼料増産の全国的な展開を図っているところである。

飼料の増産のためには、限りある国土資源の中で飼料作物の生産に仕向けることが可能な土地である水田において飼料作物の生産を推進することが重要である。また、水田における様々な飼料作物の生産を推進することは、同時に、多面的な機能を有する水田の耕作放棄を防止し、水田農業とそれを含む環境の保全につながるものである。

特に、昨今の配合飼料価格の高騰や畜産物価格の低迷の中、水田を有効活用した飼料作物生産を推進し、我が国畜産経営の安定化に資する国産飼料の増産を図ることは極めて重要となっている。

このため、水田における稲発酵粗飼料の生産や飼料用米生産ほ場における稲わらの飼料利用その他の粗飼料生産を拡大しようとする者に対して支援を行い、もって飼料自給率の向上と畜産経営の安定化を図る。

第2 事業実施期間

本事業の実施期間は平成21年度とする。

第3 事業実施主体

実施主体は都道府県協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の1に定める都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）とする。

第4 事業の内容

- 1 地域協議会（水田農業構造改革対策実施要綱第4の2に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）は、飼料作物の生産を推進するため、別紙の取組内容欄に掲げる助成区分ごとに、助成対象者に対して助成金を交付するものとする。
- 2 都道府県協議会は、1の補助金の交付に要する経費の全部又は一部（事務費を含

む。)を補助するものとする。

第5 事業実施手続

1 飼料稲フル活用緊急対策計画書

- (1) 都道府県協議会長は、飼料稲フル活用緊急対策計画書を作成し、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては生産局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）の承認を受けるものとする。
- (2) 飼料稲フル活用緊急対策計画書の重要な変更がある場合には、(1)の規定を準用する。

2 飼料稲フル活用地域計画書

- (1) 地域協議会長は、飼料稲フル活用地域計画書を作成し、都道府県協議会長の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、(1)の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長に協議するものとする。
- (3) 飼料稲フル活用地域計画書の重要な変更がある場合には、(1)及び(2)の規定を準用する。

3 飼料稲フル活用営農計画書

助成対象者は、飼料稲フル活用営農計画書を作成し、地域協議会長に提出するものとする。

4 都道府県協議会業務方法書

- (1) 都道府県協議会長は、業務方法書を作成し、地方農政局長の承認を受けるものとする。
- (2) 業務方法書の変更がある場合には、(1)の規定を準用する。

第6 事業の実績の報告

地域協議会長は、事業の実績を都道府県協議会に報告するものとする。都道府県協議会は当該報告を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

第7 国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、別に定めるところにより、補助するものとする。

第8 推進体制等

1 農業者団体の役割

農業者団体（農業者が構成員となっている団体をいう。）は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うものとする。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うとともに、事業実施主体を指導するものとする。

3 国の役割

国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、事業実施主体を指導するものとする。

第9 他の施策との関連

本事業の実施に当たり、事業実施主体は、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）及び水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）に基づく施策その他関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

助成対象者	取組内容	取組要件	主要作業
<p>本事業において、助成の対象となる者は、生産局長が別に定める助成の対象となり得る水田等において権原に基づいて本事業の取組を実施している者又は本事業の取組の主要作業の過半を実施する者であり、かつ、低コスト化や高品質化を推進する者であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた者（同法第23条第7項の規定により認定農業者と見なされた者を含む。）をいう。）</p>	<p>1 作付拡大に伴う団地化の取組</p>	<p>飼料作物（生産局長が別に定める飼料作物に限る。）を次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる面積（中山間地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条に規定する特定農山村地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。）にあっては当該面積に2分の1を乗じた面積）以上の面積の団地において作付けを行うものであること。</p> <p>ア 1の団地で作付けを行う場合 都府県にあってはおおむね2ヘクタール、北海道にあってはおおむね6ヘクタール</p> <p>イ 2以上の団地で作付けを行う場合 都府県にあってはおおむね1ヘクタール、北海道にあってはおおむね3ヘクタール</p>	<p>助成対象者の欄の本事業の取組の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか2区分以上の作業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 は種 3 収穫 4 乾燥及び調製
<p>(2) 特定農業団体及び次に掲げる団体</p> <p>ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>イ 公社</p> <p>ウ 農事組合法人</p> <p>エ 農業協同組合及び市町村が議決権の過半数を保有している株式会社</p> <p>オ 農業を営む個人が無限責任社員となっている合名会社又は合資会社</p>	<p>2 作付拡大に伴う稲発酵粗飼料の生産</p>	<p>稲発酵粗飼料（稲の穂と茎葉をあわせてサイレージ調製することにより生産された飼料をいう。）の生産の用に供する稲の作付けで刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。</p>	<p>助成対象者の欄の本事業の取組の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか3区分以上の作業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 田植え（直播の場合にあっては、は種） 3 生育管理 4 収穫 5 乾燥及び調製
<p>カ 農業を主たる業務とし、かつ、農業者がその法人の議決権の過半数を保有している株式会社であって、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社（会社法第2条5号に規定する公開会社）でないもの</p> <p>キ 栽培、収穫等の過程を共同で行うことを目的として3戸以上の農業者で構成される法人格なき社団又は財団であって、代表者及び構成員の定めのあるもの</p>	<p>3 作付拡大に伴うわら専用稲の生産</p>	<p>そのわらが確実に飼料として利用され、かつその子実が飼料用又は種苗用として利用される稲の作付けであって、次に掲げるすべての要件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県協議会長が地域の特性に適合するものとして地方農政局長と協議して指定した品種の稲の作付けであること。 2 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。 3 その生産に係る水田において他の作物が作付けされていないこと。 	<p>助成対象者の欄の本事業の取組の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか3区分以上の作業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 田植え（直播の場合にあっては、は種） 3 生育管理 4 収穫 5 乾燥及び調製